発行者情報

【表紙】

【公表日】 2025年9月30日

【発行者の名称】 GAIA株式会社

(GAIA Inc.)

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中桐 啓貴

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿三丁目2番11号

【電話番号】 03-6302-0200

【事務連絡者氏名】 執行役員管理部長 宮原 秀人

【担当J-Adviserの名称】 株式会社日本M&Aセンター

【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】 代表取締役社長 竹内 直樹

【担当J-Adviserの本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【担当J-Adviserの財務状況が公表される

ウェブサイトのアドレス】

https://www.nihon-ma.co.jp/ir/

【電話番号】 03-5220-5454

【取引所金融商品市場等に関する事項】 東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりであります。

名称:株式会社証券保管振替機構

住所:東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】 GAIA株式会社

https://www.gaiainc.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4 【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

		I	1	ı	T	1
回次		第18期(中間)	第19期(中間)	第20期(中間)	第18期	第19期
会計期間		自 2023年1月1日 至 2023年6月30日	自 2024年1月1日 至 2024年6月30日	自 2025年1月1日 至 2025年6月30日	自 2023年1月1日 至 2023年12月31日	自 2024年1月1日 至 2024年12月31日
営業収益	(千円)	220, 518	246, 565	278, 269	454, 435	527, 014
経常利益	(千円)	15, 065	21, 400	28, 570	44, 165	61, 926
中間(当期)純利益	(千円)	10, 634	15, 046	18, 798	31, 517	42, 890
持分法を適用した場合の 投資利益	(千円)	_	_	_	_	_
資本金	(千円)	71, 405	71, 405	71, 405	71, 405	71, 405
発行済株式総数	(株)	140, 200	140, 200	140, 200	140, 200	140, 200
純資産額	(千円)	193, 971	229, 899	262, 523	214, 853	257, 744
総資産額	(千円)	261, 307	293, 907	335, 274	289, 261	368, 185
1株当たり純資産額	(円)	1, 383. 53	1, 639. 80	1, 872. 49	1, 532. 48	1, 838. 40
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	- (-)	(-)	- (-)	— (—)	100 (-)
1株当たり中間(当期)純利益	(円)	75. 86	107. 32	134. 09	224. 80	305. 93
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益	(円)	_	_	_	_	_
自己資本比率	(%)	74. 2	78. 2	78. 3	74. 3	70.0
自己資本利益率	(%)	5. 6	6.8	7. 2	15. 8	18. 2
株価収益率	(倍)	_	61.6	49.3	_	21.6
配当性向	(%)	_	_	_	_	32. 7
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	11,820	13, 247	△13, 028	42, 754	67, 687
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	_	_	△14, 632	△13,000	3, 765
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△5, 418	△5,002	△10, 272	△10,004	4
現金及び現金同等物の中間期末 (期末) 残高	(千円)	134, 852	156, 446	181, 724	148, 200	219, 657
従業員数	(名)	27	30	32	31	31

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移に ついては記載しておりません。
 - 2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
 - 3. 第18期、第18期(中間)、第19期(中間)、第20期(中間)の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
 - 4. 第19期の1株当たり配当額は、上場記念配当であります。
 - 5. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 6. 第18期、第18期(中間)の株価収益率については当社株式が非上場であったため記載しておりません。
 - 7. 2023年12月15日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。このため、第18期 (2023年12月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間

(当期) 純利益を算定しております。

- 8. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、臨時従業員の総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
- 9. 第18期中間会計期間、第19期中間会計期間及び第20期中間会計期間の財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、監査法人東海会計社の中間監査を受けております。また、第18期会計年度及び第19期会計年度の財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、監査法人東海会計社の監査を受けております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年6月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与 (千円)
32	42	5.8	6, 588

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数はその総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略 しております。
 - 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 - 3. 当社はFPによる金融サービス提供事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)において、政治動向等による不確実性の高まりなどから金融市場が一時的に大きく変動する局面もありましたが、新規、既存顧客からの資産流入も寄与し、当社が媒介する預かり残高、口座数は順調に増加しました。新規口座においては既存顧客からの紹介が増加し、顧客数の拡大に寄与しました。その結果、営業収益は278,269千円(前年同期比12.9%増)となりました。営業費用につきましては、費用対効果を重視する方針を継続しております。既存顧客の満足度を高める事で紹介獲得を強化し、顧客集客のためのセミナーを絞り込むことで顧客獲得コストの抑制に注力しました。その結果、営業利益は28,305千円(同32.9%増)、経常利益は28,570千円(同33.5%増)、中間純利益は18,798千円(同24.9%増)となりました。

なお、当社はFPによる金融サービス提供事業の単一セグメントのため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」といいます。)の残高は181,724千円(前年同期比25,278千円増)となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、使用した資金は13,028千円(前年同期は13,247千円の獲得)となりました。これは主に、税引前中間純利益28,570千円があり、賞与引当金の減少額18,549千円、未払消費税等の減少額4,062千円、法人税等の支払額20,134千円等があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、使用した資金は14,632千円(前年同期は一千円)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出7,099千円、敷金及び保証金の差入による支出7,532千円等があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、使用した資金は10,272千円(前年同期は5,002千円の使用)となりました。これは、短期借入れによる収入8,000千円がある一方で、短期借入金の返済による支出1,333千円、長期借入金の返済による支出2,919千円、配当金の支払額14,020千円があったことによるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載は省略しております。

(2) 受注実績

当社は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載は省略しております。

(3) 収入実績

当中間会計期間における収入実績を示すと、次のとおりであります。

事業内容	収入実績(千円)	前年同期比(%)	
FPによる金融サービス提供事業	278, 269	112.9	
合計	278, 269	112. 9	

(注) 1. 当社はFPによる金融サービス提供事業の単一セグメントです。

2. 主な相手先別の収入実績及び当該収入実績の総収入実績に対する割合は、次のとおりであります。 なお、割合が100分の10未満の場合は記載を省略しております。

相手先	前中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)		(自 2025	会計期間 年1月1日 年6月30日)
	収入実績 (千円)	割合 (%)	収入実績 (千円)	割合 (%)
楽天証券株式会社	179, 607	72.8	212, 086	76. 2

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

J-Adviserとの契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当社では、株式会社日本M&Aセンターを担当JーAdviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2021年10月29日に株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当JーAdviser契約(以下、「当該契約」という。)を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当JーAdviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりであります。なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

担当J-Adviserとの契約の解除に関するリスクについて

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当JーAdviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「JーAdviser契約」とする。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJーAdviser契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター(以下、「同社」という。)であり、同社とのJーAdviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又はJーAdviser契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1ヶ月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、JーAdviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1ヶ月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJーAdviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当JーAdviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社がJ-Adviserの義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導 及び助言に従って行動すること
 - また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

①債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下、「産競法」という。)に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合(同社が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

- (a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面
 - イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合
 - 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
 - ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第50条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
 - ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
- (b) 本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a. 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を 行う場合当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b. 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日)
- c. 当社が財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)

当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた目

- ④前号に該当することとなった場合においても、当社が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、 原則として本契約の解除は行わないものとする。
 - a. 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 当社が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
 - b. 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c. 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合(当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a. 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a) 又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b. 当社が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)
- c. 当社が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。)は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、vii その他非上場会社の吸収合併又は i からviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主(当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が 異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を 含む。)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a. 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
- b. 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意

見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

①株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが 確実となった場合

⑩株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

13完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

④指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

15株主の権利の不当な制限

当社が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

- a. 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策 (以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等 に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点におい て暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)
- b. ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とする ことができないものの導入
- c. 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の 定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付 種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行 が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総 会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)。
- d. TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e. TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。
- f. 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g. 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は 決定。

16全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑩反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき。

18その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

契約会社名	相手先の名称	契約締結日	契約内容
GAIA株式会社	楽天証券株式会社	2009年1月1日	金融商品仲介業に係る業務委託基本契約(注)
GAIA株式会社	株式会社証券ジャパン	2023年11月17日	金融商品仲介業に関する業務委託基本契約(注)
GAIA株式会社	東海東京証券株式会社	2025年1月14日	金融商品仲介業に関する業務委託基本契約(注)

⁽注)金融商品仲介業に係る業務委託契約の概要は、当社が所属金融商品取引業者へ金融商品の売買等の媒介を行い、 業務委託報酬を受け取るものであります。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

この中間財務諸表において採用している重要な会計方針は、「第6【経理の状況】【中間財務諸表等】【注記事項】(重要な会計方針)」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

(資産の部)

流動資産につきましては、259,149千円(前事業年度末より37,760千円減)となりました。これは主に、売掛金の増加1,215千円、現金及び預金の減少37,932千円等によるものです。

固定資産につきましては、76,125千円(同4,850千円増)となりました。これは主に、有形固定資産の増加6,423千円、敷金及び保証金の増加7,506千円、繰延税金資産の減少8,259千円等によるものです。

その結果、総資産は335,274千円(同32,910千円減)となりました。

(負債の部)

流動負債につきましては、71,091千円(同34,770千円減)となりました。これは主に、短期借入金の増加6,667千円、未払法人税等の減少18,622千円、未払消費税等の減少4,062千円、賞与引当金の減少18,549千円等によるものです。

固定負債につきましては、1,660千円(同2,919千円減)となりました。これは、長期借入金の減少2,919千円によるものです。

(純資産の部)

純資産につきましては、262,523千円(同4,778千円増)となりました。これは、中間純利益の計上18,798千円、配当金の支払14,020千円により、利益剰余金が4,778千円増加したことによるものです。

その結果、自己資本比率は78.3%(前事業年度末は70.0%)となりました。

(3)経営成績の分析

当社の経営成績の分析につきましては「1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

当社の資本の財源及び資本の流動性につきましては「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

- 1【主要な設備の状況】 該当事項はありません。
- 2 【設備の新設、除却等の計画】 該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名 の別、額面・ 無額面の別及 び種類	発行可能 株式総数 (株)	未発行 株式数 (株)	中間会計期間 末現在発行数 (株) (2025年 6月30日)	公表日現在 発行数 (株) (2025年 9月30日)	上場金融商品取 引所名又は登録 認可金融商品取 引業協会名	内容
普通株式	560, 800	420, 600	140, 200	140, 200	東京証券 取引所 TOKYO PRO Market	権利内容のない 当社におるる標準となる株式であり、 共本であり、 大株です。
11111	560, 800	420, 600	140, 200	140, 200	_	_

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数	発行済株式総数	資本金増減額	資本金残高	資本準備金増減	資本準備金残高
	増減数(株)	残高(株)	(千円)	(千円)	額(千円)	(千円)
2025年6月30日	_	140, 200	_	71, 405	_	54, 930

(6) 【大株主の状況】

2025年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
中桐 啓貴	東京都大田区	78, 700	56. 13
中桐 敬子	東京都大田区	13, 000	9. 27
杉山 博一	東京都杉並区	10,000	7. 13
長島 健治	千葉県佐倉市	6,000	4. 28
中城和仁	神奈川県鎌倉市	3, 500	2.50
株式会社キャピタル・アセット・プランニング	大阪府大阪市北区堂島 2 丁目 4 番27号	3, 400	2. 43
宮武 由紀枝	千葉県浦安市	2, 500	1.78
宮武 勝重	千葉県浦安市	2, 500	1.78
大塚 康弘	東京都渋谷区	2,000	1.43
土田 麻里	東京都杉並区	2,000	1.43
片島 勲	広島県広島市	2,000	1.43
計	_	125, 600	89. 59

⁽注)発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	_	_	_
議決権制限株式(自己株式等)			_
議決権制限株式 (その他)	_	_	_
完全議決権株式(自己株式等)	_	_	_
完全議決権株式 (その他)	普通株式 140,200	1, 402	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
単元未満株式		l	_
発行済株式総数	140, 200	_	_
総株主の議決権	_	1, 402	_

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

E-ROC - STING - STA						
月別	2025年1月	2025年2月	2025年3月	2025年4月	2025年5月	2025年6月
最高 (円)	_	_	_	_	_	_
最低(円)	_	_	_	_	_	_

⁽注)1.最高・最低株価は、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報提出後、当中間会計期間までの役員の異動はありません。

^{2. 2025}年1月から6月については、売買実績はありません。

第6 【経理の状況】

- 1. 中間財務諸表の作成方法について
 - (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。また、当社の中間財務諸表は、第2種中間財務諸表であります。 (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行
 - (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)の中間財務諸表について、監査法人東海会計社による中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

	前事業年度	当中間会計期間	
Wearing I in	(2024年12月31日)	(2025年6月30日)	
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	236, 257	198, 324	
売掛金	46, 272	47, 487	
棚卸資産	689	910	
前払費用	12, 070	12, 265	
その他	1,620	161	
流動資産合計	296, 910	259, 149	
固定資産			
有形固定資産			
建物	6, 498	10, 755	
工具、器具及び備品	1, 480	3, 646	
土地	312	312	
有形固定資産合計	※ 8, 291	※ 14,714	
無形固定資産			
ソフトウエア	2,870	2,050	
無形固定資産合計	2,870	2,050	
投資その他の資産			
投資有価証券	10, 000	10,000	
出資金	50	50	
繰延税金資産	10, 988	2,728	
敷金及び保証金	33, 475	40, 982	
その他	5, 600	5, 600	
投資その他の資産合計	60, 113	59, 360	
固定資産合計	71, 274	76, 125	
資産合計	368, 185	335, 274	

	前事業年度	当中間会計期間
 負債の部	(2024年12月31日)	(2025年6月30日)
流動負債		
短期借入金		6 667
型期间八型 1年内返済予定の長期借入金	5, 004	6, 667
未払金		5, 004
	12, 980	10, 896
未払費用	11,847	12, 720
未払法人税等	20, 121	1, 498
未払消費税等	12,807	8, 744
契約負債	13, 494	13, 376
預り金	3, 805	4, 932
賞与引当金	25, 801	7, 251
流動負債合計	105, 861	71, 091
固定負債	4.550	
長期借入金	4, 579	1,660
固定負債合計	4, 579	1,660
負債合計	110, 440	72, 751
屯資産の部		
株主資本		
資本金	71, 405	71, 405
資本剰余金		
資本準備金	54, 930	54, 930
資本剰余金合計	54, 930	54, 930
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	131, 409	136, 188
利益剰余金合計	131, 409	136, 188
株主資本合計	257, 744	262, 523
純資産合計	257, 744	262, 523
負債純資産合計	368, 185	335, 274

② 【中間損益計算書】

		(単位・1円)
	前中間会計期間	当中間会計期間
	(自 2024年1月1日	(自 2025年1月1日
	至 2024年6月30日)	至 2025年6月30日)
営業収益	※ 1 246, 565	※ 1 278, 269
営業費用	※ 2 225, 274	※ 2 249, 964
営業利益	21, 290	28, 305
営業外収益		
受取利息	0	97
受取配当金	1	1
雑収入	220	317
営業外収益合計	222	416
営業外費用		
支払利息	112	147
雑損失	_	3
営業外費用合計	112	151
経常利益	21, 400	28, 570
税引前中間純利益	21, 400	28, 570
法人税、住民税及び事業税	5, 357	1, 512
法人税等調整額	997	8, 259
法人税等合計	6, 354	9, 772
中間純利益	15, 046	18, 798

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

(単位:千円)

	株主資本					(T) (L) (T)	
		資本剰余金		利益剰余金			
	資本金	24.1.244.44.人 資本剰余金	資本剰余金	その他利益 剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	純資産合計
		資本準備金	合計	繰越利益 剰余金	合計		
当期首残高	71, 405	54, 930	54, 930	88, 518	88, 518	214, 853	214, 853
当中間期変動額							
中間純利益				15, 046	15, 046	15, 046	15, 046
当中間期変動額合計	_	_	_	15, 046	15, 046	15, 046	15, 046
当中間期末残高	71, 405	54, 930	54, 930	103, 564	103, 564	229, 899	229, 899

当中間会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

	株主資本							
		資本剰余金		利益剰余金				
	資本金	資本金	資本準備金	資本剰余金	その他利益 剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	純資産合計
		貝平平川立	合計	繰越利益 剰余金	合計			
当期首残高	71, 405	54, 930	54, 930	131, 409	131, 409	257, 744	257, 744	
当中間期変動額								
剰余金の配当				△14, 020	△14, 020	△14, 020	△14, 020	
中間純利益				18, 798	18, 798	18, 798	18, 798	
当中間期変動額合計	_		_	4, 778	4, 778	4, 778	4, 778	
当中間期末残高	71, 405	54, 930	54, 930	136, 188	136, 188	262, 523	262, 523	

	(単位:千円)	
	前中間会計期間 (自 2024年1月1日	当中間会計期間 (自 2025年1月1日
	至 2024年6月30日)	至 2025年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	21, 400	28, 570
減価償却費	1, 338	1, 521
賞与引当金の増減額 (△は減少)	$\triangle 1,455$	△18, 549
受取利息及び受取配当金	Δ1	△98
支払利息	112	147
売上債権の増減額(△は増加)	2, 118	△1, 215
棚卸資産の増減額(△は増加)	84	△220
前払費用の増減額(△は増加)	$\triangle 2,528$	△168
未払金の増減額(△は減少)	279	△2, 084
未払費用の増減額(△は減少)	2, 116	872
未払消費税等の増減額(△は減少)	$\triangle 2,625$	△4, 062
契約負債の増減額(△は減少)	△651	△118
預り金の増減額 (△は減少)	1, 327	1, 127
その他	1, 583	1, 458
小計	23, 098	7, 181
利息及び配当金の受取額	1	98
利息の支払額	$\triangle 105$	△174
法人税等の支払額	△9, 746	△20, 134
営業活動によるキャッシュ・フロー	13, 247	△13, 028
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	$\triangle 6,200$	△1, 200
定期預金の払戻による収入	6, 200	1, 200
有形固定資産の取得による支出	_	△7, 099
敷金及び保証金の差入による支出	_	△7, 532
投資活動によるキャッシュ・フロー		△14, 632
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	_	8,000
短期借入金の返済による支出	_	$\triangle 1,333$
長期借入金の返済による支出	△5, 002	△2, 919
配当金の支払額	_	△14, 020
財務活動によるキャッシュ・フロー	△5,002	△10, 272
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	8, 245	△37, 932
現金及び現金同等物の期首残高	148, 200	219, 657
現金及び現金同等物の中間期末残高	* 156, 446	※ 181, 724

【注記事項】

(重要な会計方針)

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
- (1)棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8~39年

工具、器具及び備品 6~10年

(2)無形固定資產

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウエア(自社利用分)5年(社内における利用可能期間)

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な収益における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(1) 金融商品仲介業

金融商品仲介業にかかる収益については、証券会社等との契約に基づく有価証券の売買の媒介等の委託業務の遂行であり、その役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、契約に基づき月締めで収益を認識しております。

なお、取引に関する支払条件は、通常翌月に支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(2) 保険代理業

保険代理業にかかる収益については、保険会社等との契約に基づく保険募集等の代理店業務の遂行であり、その 役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、契約に基づき月締めで収益を認識しております。 なお、取引に関する支払条件は、通常月払いであり、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

5. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(中間貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額

前事業年度 (2024年12月31日) (2025年6月30日) 有形固定資産の減価償却累計額 23,901千円 24,577千円

(中間損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

営業収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。 顧客との契約から生じる収益の金額は、「注記事項(収益認識関係)1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間	当中間会計期間	
	(自 2024年1月1日	(自 2025年1月1日	
	至 2024年6月30日)	至 2025年6月30日)	
有形固定資産	505千円	675千円	
無形固定資産	833	819	
計	1, 338	1, 495	

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	140, 200	_	_	140, 200

- 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。
- 3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。
- 4. 配当に関する事項 該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	140, 200	_	_	140, 200

- 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項 該当事項はありません。
- 3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。
- 4. 配当に関する事項
- (1) 配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年3月28日 定時株主総会	普通株式	14, 020	100.00	2024年12月31日	2025年3月31日

- (注) 1株当たり配当額は、上場記念配当であります。
- (2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

りより。		
	前中間会計期間	当中間会計期間
	(自 2024年1月1日	(自 2025年1月1日
	至 2024年6月30日)	至 2025年6月30日)
現金及び預金	178,046千円	198, 324千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△21, 600	△16, 600
現金及び現金同等物	156, 446	181, 724

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。((注)をご参照ください。)また、「現金及び預金」「売掛金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

前事業年度(2024年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	9, 583	9, 583	_
負債計	9, 583	9, 583	_

当中間会計期間(2025年6月30日)

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	6, 664	6, 664	_
負債計	6, 664	6, 664	_

⁽注) 市場価格のない株式等は、上表には含めておりません。当該金融商品の中間貸借対照表(貸借対照表)計上額は、 以下のとおりであります。

(単位:千円)

区分	前事業年度 (2024年12月31日)	当中間会計期間 (2025年6月30日)
非上場株式	10,000	10, 000

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の

対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るイ

ンプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価で中間貸借対照表(貸借対照表)に計上している金融商品 該当事項はありません。
- (2) 時価で中間貸借対照表(貸借対照表)に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2024年12月31日)

□ /\	時価 (千円)			
区分	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	_	9, 583	_	9, 583
合計	_	9, 583	_	9, 583

当中間会計期間(2025年6月30日)

G /\	時価(千円)			
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	_	6, 664	_	6, 664
合計	I	6, 664		6, 664

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明 長期借入金

長期借入金については、変動金利で調達しており市場金利を短期間で反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく 異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。 これらの取引については、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	前中間会計期間	当中間会計期間	
	(自 2024年1月1日	(自 2025年1月1日	
	至 2024年6月30日)	至 2025年6月30日)	
金融商品仲介業	156, 124	186, 176	
保険代理業	40, 971	43, 992	
その他のサービス	49, 469	48, 100	
顧客との契約から生じる収益	246, 565	278, 269	
外部顧客への営業収益	246, 565	278, 269	

- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載 のとおりであります。
- 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報前事業年度末から重要な変動が認められないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、FPによる金融サービス提供事業のみの単一セグメントであり、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(千円)

				(1 1 47
	証券仲介業	保険代理業	その他サービス	合計
外部顧客への営業収益	156, 124	40, 971	49, 469	246, 565

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益 (千円)	関連するセグメント名
楽天証券株式会社	179, 607	単一セグメントのため省略

当中間会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(千円)

				(1 1 47
	証券仲介業	保険代理業	その他サービス	合計
外部顧客への営業収益	186, 176	43, 992	48, 100	278, 269

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益 (千円)	関連するセグメント名
楽天証券株式会社	212, 086	単一セグメントのため省略

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日) 該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日) 該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日) 該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日) 該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日) 該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日) 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額は次のとおりであります。

	前事業年度	当中間会計期間
	(自 2024年1月1日	(自 2025年1月1日
	至 2024年12月31日)	至 2025年6月30日)
1株当たり純資産額	1,838.40円	1,872.49円

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
1株当たり中間純利益	107. 32円	134.09円
(算定上の基礎)		
中間純利益(千円)	15, 046	18, 798
普通株主に帰属しない金額 (千円)	_	_
普通株式に係る中間純利益 (千円)	15, 046	18, 798
普通株式の期中平均株式数(株)	140, 200	140, 200

⁽注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年9月30日

GAIA株式会社 取締役会 御中

> 監査法人 東海会計社 愛知県 名古屋市

代表社員 業務執行社員

一大会員

一大会

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているGAIA株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第20期事業年度の中間会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成 基準に準拠して、GAIA株式会社の2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計 期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な 情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体としての中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と 有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及 び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査 報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸 表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められてい る。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況に より、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注)上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(発行者情報提出会社)が別途保管しております。